

令和6年5月

保護者各位

与那原町教育委員会

暴風来襲における学校の臨時休業並びに児童・生徒の安全確保について

1 臨時休業を行う場合

登校前にテレビ・ラジオの台風情報をよくご覧ください

登校予定日の午前6時までに発令された暴風警報が、午前6時を過ぎても引き続き解除されない場合は、臨時休校とします。

沖縄県教育委員会がマスコミや気象台の協力を得て、テレビ・ラジオで臨時休業を伝えます。

テレビやラジオで伝えられない場合でも、与那原町教育委員会が臨時休業の判断をすることもあります。その場合、与那原町防災行政無線や与那原町公式 LINE 等でお知らせします。また、学校長は、学区内の状況（河川の氾濫、道路の決壊、土砂崩れなど）に応じ、独自に臨時休業を行う場合もあります。

2 登校後、暴風警報が発令された場合

暴風警報発令後、直ちに下校となりますので、ご家庭での安全確保をお願いします。この場合も、与那原町防災行政無線や与那原町公式 LINE 等でお知らせします。台風接近が予想される場合は、臨時下校のことも念頭において、適切なお対応をお願いします。

	警 報 の 状 況	児童、生徒の対応	給食
1	午前6時までに解除	普通どおり登校	有り
2	午前6時以降に解除	臨時休校 (各家庭で学習、外出しないように お願いします。)	無し

※町公式 LINE 等の登録を行っていない保護者は、お早めの登録をお願いします。